

# 用地補償総合技術業務共通仕様書 新旧対照表

赤字下線：今回改正箇所

新	旧
<p style="text-align: right;">(別記-1)</p> <p style="text-align: center;">用地補償総合技術業務共通仕様書</p> <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第1条 この用地補償総合技術業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、国土交通省中部地方整備局の所掌する国の直轄事業（官庁営繕部、港湾局及び航空局の所掌に属するものを除く。）に必要な土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償並びに事業施行に伴う損害等の費用負担に関する業務のうち公共用地交涉及びこれに関連する業務を総合的に行う業務（用地補償総合技術業務）（以下「本業務」という。）を請負に付する場合の業務内容その他必要な事項を定め、もって業務の適正な執行を確保するものとする。</p> <p>2 業務の発注に当たり、本業務の実施上、この共通仕様書により難いとき又はこの共通仕様書に定めのない事項については、発注者が別途定める特記仕様書によるものとし、適用に当たっては特記仕様書を優先するものとする。</p> <p>3 用地調査等業務、<u>用地調査点検等技術業務</u>及び用地アセスメント調査等業務については、別に定める各共通仕様書によるものとする。</p> <p>4 本業務は、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）に基づき実施される業務であり、法の各種規定が適用されるものである。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この共通仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 「発注者」とは、支出負担行為担当官若しくは分任支出負担行為担当官又は契約担当官若しくは分任契約担当官をいう。</p> <p>二 「受注者」とは、本業務の実施に関し、発注者と請負契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。</p> <p>三 「調査職員」とは、契約書及び仕様書等に定められた範囲内において、受注者又は主任担当者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第9条第1項に規定する者であり、総括調査員、主任調査員及び調査員を総称していう。</p> <p>四 「総括調査員」とは、本業務の統括業務を担当し、主に主任担当者に対する指示、承諾又は協議のうち、契約変更に係る指示及び承諾等の重要なものの処理並びに重要な業務内容の変更、一時中止の必要があると認める場合における契約担当官等（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項に規定する契約担当官をいう。）への報告を行い、主任調査員及び調査員の指揮監督を行う者をいう。</p> <p>五 「主任調査員」とは、本業務を担当し、主に主任担当者に対する指示、承諾又は協議の処理（重要なものを除く。）、業務内容の変更（重要なものを除く。）、総括調査員への報告及び調査への指示を行う者をいう。</p> <p>六 「調査員」とは、本業務を担当し、主に、総括調査員又は主任調査員が指示、承諾を行うための内容確認及び総括調査員及び主任調査員への報告を行う者をいう。</p> <p>七 「検査職員」とは、本業務の完了検査及び指定部分に係る検査に当たって、契約書第33条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。</p> <p>八 「主任担当者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第10条</p>	<p style="text-align: right;">(別記-1)</p> <p style="text-align: center;">用地補償総合技術業務共通仕様書</p> <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第1条 この用地補償総合技術業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、国土交通省中部地方整備局の所掌する国の直轄事業（官庁営繕部、港湾局及び航空局の所掌に属するものを除く。）に必要な土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償並びに事業施行に伴う損害等の費用負担に関する業務のうち公共用地交涉及びこれに関連する業務を総合的に行う業務（用地補償総合技術業務）（以下「本業務」という。）を請負に付する場合の業務内容その他必要な事項を定め、もって業務の適正な執行を確保するものとする。</p> <p>2 業務の発注に当たり、本業務の実施上、この共通仕様書により難いとき又はこの共通仕様書に定めのない事項については、発注者が別途定める特記仕様書によるものとし、適用に当たっては特記仕様書を優先するものとする。</p> <p>3 用地調査等業務、<u>用地関係資料作成整理等業務</u>及び用地アセスメント調査等業務については、別に定める各共通仕様書によるものとする。</p> <p>4 本業務は、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）に基づき実施される業務であり、法の各種規定が適用されるものである。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この共通仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 「発注者」とは、支出負担行為担当官若しくは分任支出負担行為担当官又は契約担当官若しくは分任契約担当官をいう。</p> <p>二 「受注者」とは、本業務の実施に関し、発注者と請負契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。</p> <p>三 「調査職員」とは、契約書及び仕様書等に定められた範囲内において、受注者又は主任担当者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第9条第1項に規定する者であり、総括調査員、主任調査員及び調査員を総称していう。</p> <p>四 「総括調査員」とは、本業務の統括業務を担当し、主に主任担当者に対する指示、承諾又は協議のうち、契約変更に係る指示及び承諾等の重要なものの処理並びに重要な業務内容の変更、一時中止の必要があると認める場合における契約担当官等（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項に規定する契約担当官をいう。）への報告を行い、主任調査員及び調査員の指揮監督を行う者をいう。</p> <p>五 「主任調査員」とは、本業務を担当し、主に主任担当者に対する指示、承諾又は協議の処理（重要なものを除く。）、業務内容の変更（重要なものを除く。）、総括調査員への報告及び調査への指示を行う者をいう。</p> <p>六 「調査員」とは、本業務を担当し、主に、総括調査員又は主任調査員が指示、承諾を行うための内容確認及び総括調査員及び主任調査員への報告を行う者をいう。</p> <p>七 「検査職員」とは、本業務の完了検査及び指定部分に係る検査に当たって、契約書第33条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。</p> <p>八 「主任担当者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第10条</p>

新

旧

様式第1-1号

様式第1-1号

用地補償総合技術業務協議書

用地補償総合技術業務協議書

年 月 日 ( 曜日)	調 査 職 員	
	主 任 調 査 員	調 査 員
協 議 事 項		
業 務 の 内 容	処 理 方 針	期 間
上記について承諾しました。 年 月 日		主 任 担 当 者

年 月 日 ( 曜日)	調 査 職 員	
	主 任 調 査 員	調 査 員
	㊟	㊟
協 議 事 項		
業 務 の 内 容	処 理 方 針	期 間
上記について承諾しました。 年 月 日		主 任 担 当 者
		㊟

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

新

様式第1-2号

用地補償総合技術業務協議書

年 月 日 ( 曜日)		主任担当者	
協議事項			
業務の内容	処理方針	期間	
上記について承諾しました。 年 月 日		調査職員	主任調査員
		調査職員	調査員

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

旧

様式第1-2号

用地補償総合技術業務協議書

年 月 日 ( 曜日)		主任担当者	
協議事項			
業務の内容	処理方針	期間	
上記について承諾しました。 年 月 日		調査職員	主任調査員
		調査職員	調査員

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

新

旧

様式第2号

様式第2号

貸与品引渡通知書

貸与品引渡通知書

年 月 日

年 月 日

殿

殿

住 所

住 所

氏 名

氏 名



下記のとおり貸与品を引渡します。

下記のとおり貸与品を引渡します。

業 務 名			契約年月日	年 月 日
品 目	規 格	単 位	数 量	備 考

業 務 名			契約年月日	年 月 日
品 目	規 格	単 位	数 量	備 考

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

新

旧

様式第3号

様式第3号

貸与品受領書

貸与品受領書

年 月 日

年 月 日

殿

殿

受注者住所

受注者住所

氏名

氏名



主任担当者

主任担当者



下記のとおり貸与品を受領しました。

下記のとおり貸与品を受領しました。

業務名		契約年月日		年 月 日		
品目	規格	単位	数量			備考
			前回まで	今回	累計	
						月 日から 月 日までの 今回受領分

業務名		契約年月日		年 月 日		
品目	規格	単位	数量			備考
			前回まで	今回	累計	
						月 日から 月 日までの 今回受領分

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

新

旧

様式第4号

様式第4号

貸与品返納書

貸与品返納書

年 月 日

年 月 日

殿

殿

受注者住所

受注者住所

氏名

氏名



主任担当者

主任担当者



下記のとおり貸与品を返納します。

下記のとおり貸与品を返納します。

業務名			契約年月日	年 月 日
品目	規格	単位	数量	備考

業務名			契約年月日	年 月 日
品目	規格	単位	数量	備考

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

新

様式第8号

移転履行状況等確認報告書

整理番号		作成年月日	年 月 日	作成者	〇〇 〇〇														
契約内容の表示	被補償者	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇〇 〇〇 土地所有者兼物件所有者																	
	関係人	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇〇 〇〇 根抵当権者(土地)																	
		〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇〇 〇〇 物件所有者(物件)																	
対償地提供者	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇〇 〇〇																		
契約年月日	年 月 日	履行期限	年 月 日																
移転履行状況の確認	確認年月日	年 月 日	確認時の状況	造成工事着手時															
	移転予定日	年 月 日	工程変更の有無																
	確認者																		
	相手方																		
	移転履行状況等の確認内容																		
移転計画工程表	期間	〇年度												〇年度					
	工程	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	
	契約締結			■															
	移転計画(予定)				■	■	■	■	■	■	■	■	■						
	移転履行確認	建築確認申請			■														
		造成工事				■	■												
	建築工事						■	■	■	■	■	■	■						
	移転・撤去												■						
	主任調査員	調査員	主任担当者	担当技術者	業務従事者														

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

旧

様式第8号

移転履行状況等確認報告書

整理番号		作成年月日	年 月 日	作成者	〇〇 〇〇 印														
契約内容の表示	被補償者	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇〇 〇〇 土地所有者兼物件所有者																	
	関係人	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇〇 〇〇 根抵当権者(土地)																	
		〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇〇 〇〇 物件所有者(物件)																	
対償地提供者	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇〇 〇〇																		
契約年月日	年 月 日	履行期限	年 月 日																
移転履行状況の確認	確認年月日	年 月 日	確認時の状況	造成工事着手時															
	移転予定日	年 月 日	工程変更の有無																
	確認者																		
	相手方																		
	移転履行状況等の確認内容																		
移転計画工程表	期間	〇年度												〇年度					
	工程	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	
	契約締結			■															
	移転計画(予定)				■	■	■	■	■	■	■	■	■						
	移転履行確認	建築確認申請			■														
		造成工事				■	■												
	建築工事						■	■	■	■	■	■	■						
	移転・撤去												■						
	主任調査員	調査員	主任担当者	担当技術者	業務従事者														

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。